「第四次薬物乱用防止五か年戦略」及び
「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」
フォローアップ

平 成 ２ ９ 年 ６ 月
薬物乱用対策推進会議

※　下線部分は、「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」に関するもの

目標１
青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進

（１）学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化
（薬物乱用防止教育の内容及び指導方法の充実）
【施策の内容】
文部科学省

・　学校における薬物乱用防止教育は、小学校「体育」、中学校及び高等学校「保健体育」の時間はもとより、「特別活動」、「総合的な学習の時間」、「道徳」等も活用しながら、学校教育全体を通じて指導を行うこと、また、（公財）日本学校保健会が作成・配布している「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」が参考となることについて周知に努めた。

・　児童生徒が、薬物乱用の有害性・危険性のみならず、薬物乱用は、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、周囲の人々の影響や人間関係の中で生じる断りにくい心理、入手しやすさなどの社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにし、それらの知識を活用する学習活動を取り入れるなど指導方法の工夫を行うことについて周知した。

・　地方公共団体に、教職員に対する研修機会の拡充を図ることの必要性について周知に努めた。

・　教職員、教育委員会関係者、学校薬剤師、学校医、学校歯科医等を対象とした「全国学校保健・安全研究大会」、「全国養護教諭研究大会」、「学校環境衛生・薬事衛生研究大会」において危険ドラッグを含む薬物乱用防止教育に関する研究協議を行った。
〔平成28年度予算16,195千円の内数〕

・　危険ドラッグを含む薬物乱用防止教育の充実のため、教職員や教育委員会関係者、警察職員、麻薬取締官ＯＢ、薬剤師、保護者等幅広い関係者を対象とした「薬物乱用防止教育シンポジウム」を開催した。
〔平成28年度予算1,029千円〕

・　（公財）日本学校保健会を通じて全国の小・中・高等学校に配布した「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」の活用を図るための研修会を開催した。
〔平成28年度予算40,592千円の内数〕

文部科学省・厚生労働省

・　若年層の大麻や危険ドラッグの乱用が問題となっていることから大麻・危険ドラッグの情報を充実させたり、薬物乱用が健康へ及ぼす影響等について解説したりした薬物乱用防止啓発のための小学生、中学生及び高校生用の啓発教材等を作成し、小学５年生、中学１年生、高校１年生及び高校卒業予定者に配布した。
〔平成28年度予算35,409千円：文部科学省、7,537千円：厚生労働省〕

・　各種啓発資料については、各々のホームページに掲載し周知するとともに、都道府県等の関係機関に配布し、利用の促進を促した。

【施策の効果】

文部科学省・厚生労働省

・　学習指導要領の改訂に伴い作成した指導参考資料及び生徒用啓発教材の配布並びに研修会等を通じたそれらの活用促進により、学校における危険ドラッグを含めた薬物乱用防止に関する指導・教育内容の充実強化が図られた。

・　各種研修等の実施により、薬物乱用防止に関する指導者の資質向上が図られた。

・　対象に適した各種啓発資材の作成・配布により、薬物乱用防止教育の内容の充実が図られた。

（薬物乱用防止教室の充実強化）

【施策の内容】

文部科学省

・　薬物乱用防止教室は、学校保健計画において位置付け、すべての中学校及び高等学校において年１回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めること、また、都道府県教育委員会においては、私立学校主管部課等と十分な連携を取り、私立学校主管部課等においては所管する私立学校において薬物乱用防止教室の開催を促進することについて周知に努めた。

・　薬物乱用防止教室の開催に際して薬物等に関する専門的な知識を有する警察職員、麻薬取締官ＯＢ、学校薬剤師等の協力を得るため、関係機関等との連携の充実を図ること、なお、薬物乱用防止教室は、外部専門家による指導が望ましいものの、国や教育委員会等が開催する研修会等において研修を受けた薬物乱用防止教育に造けいの深い指導的な教員の活用も考えられることについて周知に努めた。

・　都道府県等が開催する薬物乱用防止教室指導者研修会等については、（公財）日本学校保健会において改訂、配布した「薬物乱用防止教室マニュアル」を活用し、教員以外の指導者による効果的な指導に必要な薬物乱用に関する最新の知見のみならず、児童生徒の発達段階、体育・保健体育における指導状況等への理解を深める必要があることや、また、外部専門家の参加を得るため、関係機関等との連携の充実を図ることについて周知に努めた。

〔平成28年度予算40,592千円の内数〕

厚生労働省・文部科学省・警察庁

・　薬物乱用防止教室の推進を図るため、警察職員、麻薬取締官ＯＢ、学校薬剤師、薬物乱用防止指導員等の薬物乱用防止教室の講師の資質向上を図るための指導者用テキストを作成配布するとともに、講習会・研修会を実施した。

〔平成28年度予算3,698千円：厚生労働省、7,395千円：文部科学省〕

・　薬物乱用防止教室が適切に実施されるよう努めるとともに、薬物乱用防止教室の開催に伴う講師確保のため、委託業者を通じて、ホームページ等で講師の募集を行うとともに、薬物乱用防止教育認定講師を養成しているライオンズクラブ国際協会

等との緊密な連携を推進した。

厚生労働省・文部科学省・財務省・警察庁

・　警察職員、麻薬取締官ＯＢ、学校薬剤師、税関職員等が薬物乱用防止教室に講師として赴き、乱用薬物の危険性・有害性について講義を行った。

・　薬物乱用防止教室、学校警察連絡協議会等を通じて、健康被害事例等に係る情報提供を積極的に行った。

・　都道府県教育委員会等に対して、危険ドラッグを含む薬物の乱用防止について適切な指導を行うよう依頼した。

警察庁

・　薬物乱用防止広報車の活用、薬物の標本やパネル等の展示などにより、薬物乱用防止教室の内容の充実を図った。

〔平成28年度予算3,988千円〕

・　若年層への広がりが懸念される大麻や危険ドラッグ等の薬物乱用を未然に防止するため、薬物乱用防止広報啓発用ＤＶＤを有効に活用するなどにより、薬物乱用防止教室・講習会を実施した。

【施策の効果】

文部科学省・厚生労働省・財務省・警察庁

・　関係機関等への協力要請及び効果的な取組事例集の活用や薬物乱用防止教室の充実強化の周知徹底により、薬物乱用防止教室の開催率の向上が図られた。

・　警察職員、麻薬取締官ＯＢ、学校薬剤師、税関職員、薬物乱用防止指導員等による薬物乱用防止教室等の開催や薬物乱用防止広報啓発用ＤＶＤ等各種啓発資料の作成・配布により、児童生徒、学生等において薬物乱用による健康被害や危険性についての理解の促進が図られた。

厚生労働省・文部科学省・警察庁

・　各種研修等の実施により、薬物乱用防止に関する指導者等の資質向上が図られた。

（学校と警察等関係機関・団体との連携強化）

【施策の内容】

文部科学省・厚生労働省

・　薬物乱用防止教育の充実強化に資するべく、関係機関・団体等による研修会の開催や参考資料等の作成が促進されるよう、一層の連携強化を図った。

警察庁・文部科学省

・　学校警察連絡協議会等において、少年の薬物乱用の実態、規制薬物はもとより、危険ドラッグの危険性・有害性等について情報提供を行うとともに、薬物乱用を把握した場合の早期連絡の要請をするなど、学校関係者等との連携を図った。

【施策の効果】

文部科学省・厚生労働省・警察庁

・　薬物乱用防止教育の強化のため、研修会等の実施にあたり、関係機関等との連携

強化が図られた。

（大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進）

【施策の内容】

文部科学省・厚生労働省・警察庁・内閣府

・　若年層の大麻や危険ドラッグの乱用が問題となっていることから薬物乱用防止のための啓発用パンフレット「薬物のない学生生活のために～薬物の危険は意外なほど身近に迫っています～」において危険ドラッグの情報を充実し、文部科学省のホームページで公開するとともに、すべての大学、短大及び専門学校の新１年生に配布し、入学時のガイダンス等様々な機会を通じ大学等の学生に対して薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めるよう周知した。

〔平成28年度予算8,131千円の内数：文部科学省〕

警察庁

・　大学等における薬物乱用を未然に防止するため、大学等から薬物乱用防止講習等の依頼があった場合には、講習会等で警察職員が薬物乱用の危険性・有害性等を説明するなど、大学生等に対する広報啓発活動を推進した。

若年層への広がりが懸念される大麻や危険ドラッグ等の薬物乱用を未然に防止するため、薬物乱用防止広報啓発用ＤＶＤを有効に活用するなどにより、薬物乱用防止教室・講習会を実施した。【再掲】

【施策の効果】

文部科学省・厚生労働省・警察庁・内閣府

・　大麻及び危険ドラッグ等の人体への悪影響や危険性について、広報啓発資料の作成・配布、教室等を通じた注意喚起により、啓発の強化が図られた。

（２）有職・無職少年に対する啓発の推進

（労働関係機関・団体等による啓発の充実）

【施策の内容】

厚生労働省

・　若年層の大麻や危険ドラッグの乱用の広がりが懸念されていることから、有職・無職の少年が、薬物乱用に関する正しい知識を得るため、大麻・危険ドラッグの情報を充実させるとともに、その悪影響等を記載した薬物乱用防止読本を作成し労働関係機関、青少年労働関係団体等に配布した。

〔平成28年度予算4,285千円〕

【施策の効果】

厚生労働省

・　労働関係機関、青少年労働関係団体等への薬物乱用防止読本の配布により、有職・無職の少年における薬物乱用に関する正しい知識の普及が図られた。

（街頭キャンペーン等による啓発の充実）

【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

・　関係機関・団体、ボランティア等とともに、駅前、繁華街、若者が集まるイベント会場等において、街頭キャンペーンを実施した。

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

・　関係機関等とともに街頭キャンペーン等を実施したことにより、有職・無職の少年に対する薬物乱用に関する正しい知識の普及が図られた。

（３）家庭や地域における薬物根絶意識の醸成

（家庭や地域における薬物乱用防止に関する啓発の推進）

【施策の内容】

文部科学省

・　（一社）全国高等学校ＰＴＡ連合会が全国の高等学校１年生の保護者に配布している薬物乱用防止啓発パンフレットの作成に協力するなど、連携を促進した。

厚生労働省

・　家庭における薬物乱用防止教育の一環として、全小学６年生の保護者を対象とした薬物乱用防止読本を作成・配布した。

〔平成28年度予算7,793千円〕

警察庁

・　あらゆる広報媒体を活用した広報、関係機関・団体、ボランティア等と協力したキャンペーンの実施等、幅広い広報啓発活動を展開し、家庭、地域における薬物乱用根絶意識の高揚を図った。

【施策の効果】

厚生労働省・文部科学省・警察庁

・　家庭への薬物乱用防止読本の配布やキャンペーンの実施等、幅広い広報活動を推進することにより、家庭、地域における薬物乱用根絶意識の醸成が図られた。

（薬物乱用少年の早期発見・補導に対する協力要請）

【施策の内容】

警察庁

・　関係機関・団体、ボランティアと連携し、繁華街や駅前を始め、少年が薬物を乱用するおそれのある場所等における街頭補導活動を推進した。また、少年相談、その他あらゆる警察活動を通じ、薬物乱用少年の早期発見に努めた。

・　少年のたまり場となりやすい場所等の管理者に対して不良行為少年等の発見時の速やかな通報を継続して依頼した。

【施策の効果】

警察庁

・　街頭補導活動やその他の警察活動等を通じ、薬物乱用少年の早期発見・補導を通じた薬物乱用防止が図られた。

（４）広報啓発活動の強化

（街頭キャンペーン等による啓発の充実）

【施策の内容】

内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

・　都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について依頼し、危険ドラッグや大麻等、若年層に広がりを見せる薬物を始めとする薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい知識の周知徹底、青少年に対する広報啓発活動の強化、薬物再乱用防止対策の充実強化及び相談窓口の周知徹底等を図った。

厚生労働省

・　官民が一体となり、国民一人一人の薬物乱用防止問題に関する認識を高めることにより薬物乱用の根絶を図るため、麻薬・覚醒剤乱用防止運動を実施し、街頭キャンペーン、地区大会等を積極的に展開した。特に大麻・危険ドラッグに対する啓発を積極的に行うとともに、併せて、ポスター、パンフレット等の様々な広報媒体を活用した普及啓発活動も実施した。

〔平成28年度予算12,464千円〕

・　教育機関等からの派遣要請に応じて、小・中・高等学校及びイベント会場等に薬物乱用防止の専門家を講師として訪問させ、薬物乱用の危険性や現状等を直接伝えるとともに、ツイッターやフェイスブックを活用して情報発信を行い、啓発活動の強化を図った。

〔平成28年度予算51,300千円〕

警察庁

・　警察庁において、薬物乱用防止広報強化期間（平成28年６月～７月）を設定するなど、関係部門、関係機関・団体等との連携を強化し、薬物乱用防止のための広報啓発活動を推進した。

・　政府広報のラジオ番組等を通じて、覚醒剤、大麻等の規制薬物の危険性・有害性の周知を図った。

・　平成29年２月、薬物乱用防止意識の醸成のため、「薬物銃器犯罪根絶の集い・和歌山大会」を開催し、薬物乱用防止のための広報啓発活動を推進した。

法務省

・　“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～の一環として、 危険ドラッグを含めた薬物乱用問題をテーマとした地域住民を対象とする講演会、 住民集会、公開ケース研究会等を開催した。

〔平成28年度予算11,408千円の内数〕

文部科学省

・　薬物乱用の危険性を身近に認識させるため、高校生から啓発ポスターのデザイン画及び啓発映像を公募し、すべての高校へポスターを配布するとともに、競技場等の大型ディスプレイシステムを活用し、薬物乱用防止を啓発する映像を放映した。また、文部科学省のホームページに掲載した。

〔平成28年度予算16,555千円の内数〕

【施策の効果】

内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

・　各種啓発活動、多様な媒体を活用した広報活動等において、薬物乱用の実態や危険性、相談窓口の周知等を積極的に展開したことにより、国民の規範意識や薬物根絶意識の醸成が図られた。

（薬物乱用防止広報車の有効活用）

【施策の内容】

警察庁

・　イベント会場等において薬物乱用防止広報車を効果的に活用し、薬物乱用に関する正しい知識の普及を図った。

〔平成28年度予算3,988千円〕

【施策の効果】

警察庁

・　イベント会場等において薬物乱用防止広報車を効果的に活用することにより、薬物乱用に関する正しい知識の普及が図られた。

（若い世代向けの様々な広報媒体を活用した啓発の推進）

【施策の内容】

警察庁

・　若年層における薬物乱用を防止するため、若者が集まるイベント等の機会を利用した街頭キャンペーンを実施するなど、効果的な広報啓発活動を推進した。

内閣府

・　青少年に対して危険ドラッグの危険性等を周知するため、政府広報オンラインや内閣府ホームページにおけるマンガを用いた啓発活動を引き続き実施した。

財務省

・　税関ホームページや税関ツイッター等を活用し、海外旅行者等に向け、危険ドラッグの危険性について注意喚起を行うとともに、政府の取組の周知を行った。

内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

・　都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、各種運動・月間等の時期において、薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について依頼し、危険ドラッグや大麻等、若年層に広がりを見せる薬物を始めとする薬物乱用の危険性・有害性に関する

正しい知識の周知徹底、青少年に対する広報啓発活動の強化、薬物再乱用防止対策の充実強化及び相談窓口の周知徹底等を図った。【再掲】

【施策の効果】

内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

・　各種啓発活動、多様な媒体を活用した広報活動等において、薬物乱用の実態や危険性、相談窓口の周知等を積極的に展開したことにより、若年層の規範意識や薬物根絶意識の醸成が図られた。

（５）関係機関による相談体制の充実

（相談機関間の連携強化）

【施策の内容】

厚生労働省・法務省

・　麻薬取締官、都道府県職員、麻薬中毒者相談員、医療関係者、矯正施設職員、保護観察官等が参加する「薬物中毒対策連絡会議」を全国６か所で開催し、地域の関係機関間の連携を図った。

警察庁・文部科学省

・　学校関係者や警察関係者等が参加し、非行や問題を抱えた少年に対する支援及び相互の連携の在り方等について意見交換を行うブロック協議会を開催した。

〔平成28年度予算2,025千円：警察庁〕

法務省

・　少年鑑別所においては、薬物問題を含む非行及び犯罪の防止に関する相談に応じており、多くの地域で整備が進められている相談機関ネットワークに少年鑑別所も参加した。また、学校などの依頼に応じ、薬物乱用防止の授業を実施するなどした。

内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

・　都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、各種運動・月間等において地域における相談窓口等の周知徹底や関係機関・団体等が連携した取組を推進するよう依頼した。

【施策の効果】

内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

・　薬物乱用相談窓口の周知や関係機関・団体間における情報共有等を積極的に展開したことにより、相談窓口の周知や関係機関・団体の連携が図られた。

（少年相談専門職員等の育成及び資質の向上）

【施策の内容】

警察庁

・　少年相談専門職員や少年補導職員に向けた研修会や教養等の実施により、少年相談活動の充実に努めた。

〔平成28年度予算6,325千円〕

法務省

・　少年鑑別所に勤務する法務技官に対して、心理査定、面接技法、心理療法等に関する専門的な知識や技術を付与するための研修体制を整備し、専門性の向上を図った。

内閣府

・　困難を有する子供・若者の相談業務に携わる公的機関や民間団体の職員を対象とした研修を実施し、その際、危険ドラッグや大麻等、若年層に広がりを見せる薬物を始めとする薬物乱用の危険性・有害性の危険性や薬物情勢等について情報提供した。

【施策の効果】

警察庁

・　少年相談専門職員等の育成及び相談機関間の連携強化による相談体制の充実が図られた。また、少年相談の機会等を活用した指導、助言等の実施により、少年の薬物乱用防止についての意識の醸成に寄与した。

法務省

・　少年鑑別所において、相談者の薬物問題に対する理解を促進した。また、少年鑑別所に勤務する法務技官に対する研修の実施により、職員の専門性の向上が図られた。

内閣府

・　研修を活用して、困難を有する子供・若者の相談業務に携わる公的機関・民間団体の職員を始めとした青少年相談業務に携わる機関・団体に対して、近年の薬物情勢や薬物乱用の危険性等について周知が図られた。

（相談窓口の周知）

【施策の内容】

厚生労働省・文部科学省・法務省

・　高校生や大学生等に配布した薬物乱用防止啓発パンフレットにおいて、精神保健福祉センター等の薬物乱用防止相談窓口機関の周知を図った。

厚生労働省

・　薬物に関する情報提供及び相談受付を行う「あやしいヤクブツ連絡ネット」を周知するポスター、リーフレットを作成し、都道府県や税関等を通じて配布、掲示を行った。

〔平成28年度予算2,869千円〕

警察庁

・　ヤングテレホンコーナー等の相談窓口を掲載したリーフレットを作成・配布するなどして、その周知を図った。

〔平成28年度予算1,258千円〕

内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

・　都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、各種運動・月間等における薬物乱用

防止に係る広報啓発活動の充実強化について依頼し、危険ドラッグや大麻等、若年層に広がりを見せる薬物を始めとする薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい知識の周知徹底、青少年に対する広報啓発活動の強化、薬物再乱用防止対策の充実強化及び相談窓口の周知徹底等を図った。【再掲】

【施策の効果】

内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

・　ホームページの公開、パンフレットの配布等により相談窓口の周知等を積極的に展開したことにより、相談機関間の連携強化や相談窓口の周知が図られた。

（６）危険ドラッグ等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化
（学校等に対する健康被害事例についての情報提供）

【施策の内容】

文部科学省・厚生労働省・警察庁・内閣府

・　若年層の大麻や危険ドラッグの乱用が問題となっていることから薬物乱用防止のための啓発用パンフレット「薬物のない学生生活のために～薬物の危険は意外なほど身近に迫っています～」において大麻・危険ドラッグの情報を充実し、文部科学省のホームページで公開するとともに、すべての大学、短大及び専門学校の新１年生に配布し、入学時のガイダンスなど様々な機会を通じ大学等の学生に対して薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めるよう周知した。
〔平成28年度予算8,131千円の内数：文部科学省〕【再掲】

警察庁・文部科学省

・　薬物乱用防止教室、学校警察連絡協議会等を通じて、危険ドラッグ等に関する情報の提供や、地域における青少年の薬物乱用について情報交換を行った。

厚生労働省

・　従来より配布している小学６年生保護者向け、高等学校卒業予定者向け、有職・無職の少年向けの薬物乱用防止読本において、大麻や危険ドラッグ等の乱用薬物による心身への影響や、危険ドラッグ等を使用した者による二次的犯罪について情報提供を実施した。さらに、薬物乱用防止指導員等が適切な指導を行えるよう、研修の場や各種イベントにおいても、情報提供を実施した。

財務省

・　学校等へ税関職員を派遣して行う薬物乱用防止教室や税関見学会等において、危険ドラッグの人体への悪影響や危険性について注意喚起を行った。

【施策の効果】

文部科学省・厚生労働省・警察庁・内閣府・財務省

・　各種啓発活動、多様な媒体を活用した広報活動等において、薬物乱用の実態や危険性、相談窓口の周知等を積極的に展開したことにより、国民の規範意識や薬物根絶意識の醸成が図られた。

警察庁・厚生労働省・文部科学省

・　大麻や危険ドラッグ等の健康被害事例等に関して、様々な広報媒体を活用して積極的に情報提供を実施したことにより、啓発が促進された。
・　薬物乱用防止教室、学校警察連絡協議会等を通じた健康被害事例等の情報提供により、薬物乱用防止に関する指導の徹底と教育内容の充実が図られた。

財務省

・　危険ドラッグの人体への悪影響や危険性について、薬物乱用防止教室等を通じた注意喚起により、啓発の強化が図られた。

（少年補導活動の推進）

【施策の内容】

警察庁

・　危険ドラッグ等を乱用・所持する少年に対する積極的な補導活動を推進した。

【施策の効果】

警察庁

・　積極的な補導活動の推進により、危険ドラッグ等の乱用防止が図られた。

（関係機関・団体等と連携した未然防止対策及び広報啓発の強化）

【施策の内容】

厚生労働省

・　危険ドラッグを含む指定薬物等の関連情報を収集、提供し、また、相談に応じる「あやしいヤクブツ連絡ネット」において、厚生労働省が発表した情報の掲載、危険ドラッグの危険性の周知、情報発信を行うとともに、厚生労働省ホームページ、薬物乱用防止啓発パンフレット等において紹介し、利用促進を図った。
〔平成28年度予算7,000千円〕
・　医薬品医療機器法に基づき新たな指定薬物が指定される度にそれらの情報を更新し、啓発、周知するポスターを作成し、厚生労働省のホームページに掲載し、迅速な周知を行った。
・　新たに指定薬物を指定する省令が公布されたタイミングで新たな規制物質が検出された製品例を厚生労働省のホームページで公表し、これらの製品を含め危険ドラッグを購入・使用等しないように注意喚起を行い、危険ドラッグ販売業者に対して販売等をしないよう警告した。
・　大麻に関わる検挙者数が増加していることから、厚生労働省ホームページに大麻による心身への影響や乱用者の告白などを掲載し、啓発を推進した。

厚生労働省・内閣府

・　「政府インターネットテレビ」において、大麻等の乱用薬物の危険性に関する動画を作成・配信し、幅広い層に向けて、その危険性等について啓発を行った。

内閣府

・　「政府広報オンライン」において、青少年に訴求力の高い啓発用マンガを用いた広報啓発活動を実施し、引き続き、危険ドラッグの危険性の周知を図った。

・　内閣府ホームページにおいて、啓発用マンガやイラストを用いた青少年向けコンテンツを配信し、引き続き、危険ドラッグや大麻等、若年層に広がりを見せる薬物を始めとする薬物乱用の危険性・有害性の危険性等を周知するとともに、政府の啓発資料や相談窓口等について周知を図った。
・　インターネット検索サービス事業者に対し、薬物乱用防止に向けた政府の取組、最新の薬物情勢、スマートフォン等のインターネット接続機器の青少年への普及状況等についての情報提供を行い、危険ドラッグ等の乱用薬物を検索した場合に薬物の危険性を広報するホームページへ誘導する自主的な取組が効果的に行われるよう支援した。
・　薬物乱用対策推進地方本部全国会議を開催し、全都道府県に対し、先進的な取組みを実施している自治体の取組の紹介や若年層への広がりが懸念される大麻乱用に関して有識者による講義を実施するなどして、情報共有と知識の向上を図った。

内閣府・警察庁

・　「政府インターネットテレビ」や「政府広報オンライン」において、危険ドラッグを始めとする薬物乱用の危険性等についての動画やラジオ番組を配信し、引き続き、幅広い層に向けて危険ドラッグ等の危険性の周知を図った。

内閣府・内閣官房

・　危険ドラッグや大麻等を始めとする薬物乱用の危険性について、「政府広報オンライン」、「政府インターネットテレビ」におけるマンガを用いた記事や動画等のコンテンツ、及び内閣府ホームページにおけるイラストを多用した啓発コンテンツ等を活用し、多様な媒体を通じて、引き続き周知を図った。

警察庁

・　薬物乱用防止広報啓発用ＤＶＤを有効に活用するなどにより、危険ドラッグ等の害悪に関する効果的な広報啓発活動を推進した。
・　インターネット上の違法・有害な情報の閲覧を防ぐフィルタリングの普及促進のために、少年、保護者、教育関係者等に対する広報啓発活動を実施するとともに、携帯電話事業者に対する販売時における保護者への説明強化等の要請の徹底等を推進した。
〔平成28年度予算5,184千円〕
・　交通安全運動等の機会を通じ、危険ドラッグの危険性のほか危険ドラッグを使用した上で車両等を運転することの悪質性・危険性に関する広報啓発活動を推進した。
・　平成29年２月、薬物乱用防止意識の醸成のため、「薬物銃器犯罪根絶の集い・和歌山大会」を開催し、薬物乱用防止のための広報啓発活動を推進した。【再掲】

消費者庁・内閣府・警察庁・厚生労働省

・　薬物乱用防止のための啓発ポスター等を、都道府県等の協力を得て配布を行った。

総務省・文部科学省・内閣府

・　スマートフォンを始めとする新たなインターネット接続機器やサービスが急速に普及し、青少年が保護者の目の届かないところでインターネット上の違法・有害情報にアクセスする危険性が高まっており、それらの情報へのアクセスを防止するた

め、フィルタリングを提供する携帯電話事業者等に店頭説明の徹底等について周知するとともに、e-ネットキャラバン（e-ネット安心講座）を含むインターネットリテラシー向上のための啓発講座の推進、フォーラムの開催、各種リーフレットの配布等を通して、フィルタリング利用の促進を図った。また、平成28年度からは、保護者・教職員向けに、フィルタリングの説明に特化した講座である、e-ネットキャラバンPlusを新設し、更なるフィルタリング利用の促進を図っている。

〔平成28年度予算332,998千円の内数：総務省、44,405千円の内数：内閣府〕

国土交通省

・　自動車運送事業者に対し、監査や講習等を通じ、薬物の使用禁止の徹底を周知した。

内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

・　都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の強化について依頼し、危険ドラッグや大麻等、若年層に広がりを見せる薬物を始めとする薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい知識の周知徹底、青少年に対する広報啓発活動の強化、薬物再乱用防止対策の充実強化及び相談窓口の周知徹底等を図った。【再掲】

【施策の効果】

内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省

・　各種啓発活動、多様な媒体を活用した広報活動等において、薬物乱用の実態や危険性、相談窓口の周知等を積極的に展開したことにより、国民の規範意識や薬物根絶意識の醸成が図られた。

警察庁・厚生労働省・文部科学省・消費者庁

・　大麻や危険ドラッグ等の危険性・有害性に関して、様々な広報媒体を活用して積極的に情報提供を実施したことにより、その体制が整備され、啓発強化が促進された。

内閣府

・　各都道府県に対して、薬物情勢や関係機関・団体の薬物乱用防止に関する取組等の情報共有が図られるとともに懸念されている若年層による大麻乱用の拡大についての啓発強化がなされた。

総務省・文部科学省・内閣府

・　フィルタリングを提供する携帯電話事業者等への周知やe-ネットキャラバン等の啓発講座の推進、フォーラムの開催、各種リーフレットの配布等を通して、フィルタリング利用の促進が図られた。

【まとめと今後の課題】

平成28年中の少年の覚醒剤事犯による検挙人員は136人で平成27年中と比較し、17人増

加するとともに、検挙人員全体に占める少年の割合も増加した。
少年の大麻事犯による検挙人員は211人で平成27年中と比較し、67人増加するとともに、検挙人員全体に占める少年の割合も増加した。
また、20歳代における大麻事犯の検挙人員は平成27年中と比較して増加しており、検挙人員全体に占める割合は約38%と依然として高い比率を占めている。
平成28年度中の薬物乱用防止教室の開催率は82.5%で平成27年度中と比較し、1.5ポイント増加した。うち小学校は77.3%、中学校は91.0%、高等学校は86.3%であった。なお、講師の内訳では、警察職員が35.0%、麻薬取締官ＯＢ1.2%、学校薬剤師28.4%であり、全体の６割を占めていた。
薬物乱用防止教室の開催等の学校を中心とした薬物乱用防止のための指導や広報啓発活動、街頭キャンペーン等の取組により、薬物根絶意識の醸成が図られた。
しかし、青少年の覚醒剤・大麻事犯の検挙人員は近年増加傾向にあり、青少年への広がりが懸念されるなど、極めて憂慮する状況にある。
こうしたことから、今後も引き続き関係機関が連携して、青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する意識の向上のために以下の取組の一層の充実に努める必要がある。

○　学校における薬物乱用防止のための指導の充実強化については、学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、薬物乱用には人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があることについて指導参考資料等を活用し体育科・保健体育科における指導の充実に努める必要がある。また、今後とも、すべての中学校及び高等学校において、年に１回は薬物乱用防止教室を開催するとともに、小学校における薬物乱用防止教室の開催の一層の推進や薬物乱用防止教室の内容の充実に努める必要がある。そのために、教員や薬物乱用防止教室の指導者の研修機会の充実に引き続き努める必要がある。

○　有職・無職の少年に対する啓発の推進については、覚醒剤、大麻等の薬物を使用した者による健康被害や二次的犯罪の事例に関する情報を提供し、正しい知識を周知することが重要である。このため、引き続き、この種薬物に関する危険性・有害性等についての情報を充実させた啓発資材を作成していく必要がある。

○　家庭や地域における薬物根絶意識の醸成については、青少年による薬物乱用の未然防止の観点から、家庭や地域における啓発活動も重要である。このため、引き続き、家庭における啓発活動を実施するための保護者向けの薬物乱用防止読本の作成、薬物乱用防止教室や地域のイベント等で活動する薬物乱用防止指導員の資質向上を図り、地域社会において、青少年に薬物乱用をさせない環境整備を推進していく必要がある。

○　広報啓発活動の強化については、薬物乱用未然防止のため、継続的に青少年をはじめ、国民一人一人が薬物乱用に関する問題について正しい認識を高めていくことが重要である。このため、街頭キャンペーン等の運動、様々な広報媒体を活用した広報、機会を捉えた広報の内容等の強化を図りつつ切れ目なく実施するとともに、受け手の視点に立った、より訴求性が高く、一体感・整合性のある広報啓発活動に努めていく必要がある。

○　関係機関等による相談体制については、地域住民の相談に的確かつ素早く対応する

ため、より充実した相談体制を構築する必要がある。

○　街頭補導活動については、関係機関・団体、ボランティア等と連携し、継続的に薬物乱用少年の早期発見・補導を行う必要がある。

○　少年鑑別所においては、薬物問題を含む非行・犯罪に関する相談に応じているところ、引き続き、地域の相談機関との連携強化に努め、相談に応じる職員の専門性の向上を図るとともに、相談窓口の周知に努める必要がある。

○　危険ドラッグ等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化については、この種薬物に関する健康被害や規制強化についての情報提供体制の整備、活用を図り、ポスター、パンフレット等についても、青少年の印象に残るような工夫された啓発資材を作成する必要がある。

目標２
薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

（１）国内における薬物依存・中毒者の医療体制の充実

（治療回復プログラムの作成）

【施策の内容】

厚生労働省

・　厚生労働科学研究において、薬物依存に対する認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究を実施した。

【施策の効果】

厚生労働省

・　薬物依存のメカニズム等の基礎的研究を進めることにより、治療法等の基盤づくりを推進した。

（治療回復プログラムの普及）

【施策の内容】

厚生労働省

・　厚生労働科学研究において、薬物依存に対する認知行動療法プログラムの普及と均てん化に関する研究を実施した。

【施策の効果】

厚生労働省

・　認知行動療法プログラムの普及を図ることにより、地域における薬物依存の治療の充実を推進した。

（民間団体・関係機関等との連携強化）

【施策の内容】

厚生労働省

・　「依存症回復施設職員研修等事業」（平成22年度より開始）により、民間団体の依存症回復施設職員の依存症への対応力を一層強化するため、同施設職員に対する研修を行った。
〔平成28年度予算12,975千円〕

・　「依存症治療拠点機関設置運営事業」（平成26年度より開始）により、指定した医療機関において、関係機関（医療機関、自治体、自助団体等）や依存症者の家族との連携・調整等を試行的に実施した。
〔平成28年度予算11,011千円〕

・　「依存症者に対する治療・回復プログラムの普及支援事業」（平成 27 年度より開

始）により、精神保健福祉センターにおいて、依存症者に対する認知行動療法プログラムを実施するための経費を助成することにより、認知行動療法プログラムの全国的な普及を図る事業を実施した。
〔平成28年度予算63,401千円〕

【施策の効果】

厚生労働省

・ 「依存症回復施設職員研修等事業」により、民間団体の依存症回復施設の職員の人材養成・資質向上、依存症への対応力の強化とともに、薬物依存症者への支援の充実が図られた。
・ 「依存症治療拠点機関設置運営事業」により、指定した医療機関において、関係機関（医療機関、自治体、自助団体等）や依存症者の家族との連携・調整等が図られた。
・ 「依存症者に対する治療・回復プログラムの普及支援事業」により、精神保健福祉センターにおいて、認知行動療法プログラムの普及が図られた。

（２）薬物乱用者の社会復帰の支援の充実強化

（矯正施設における指導・教育の充実強化）

【施策の内容】

法務省

・ 民間自助団体や研究機関､大学等の専門家からなる薬物事犯受刑者処遇研究会（平成16年度に開催）での意見を踏まえて策定した標準プログラムに基づき、各刑事施設において薬物依存離脱指導を計画的に実施した。
・ 刑事施設においては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の下、薬物事犯受刑者に対して改善指導を義務付け、民間自助団体等の協力を得ることにより指導の充実を図った。
〔平成28年度予算59,361千円〕
・ 刑事施設においては、薬物依存離脱指導の標準プログラムについて、かねてより試行していた認知行動療法の手法を取り入れたプログラムを導入するなどの改正を行った。
〔平成28年度予算18,000千円〕
・ 刑事施設においては、薬物依存離脱指導実施体制の充実強化を図るため、薬物事犯者処遇カウンセラーによる助言指導体制を整備した。
〔平成28年度予算109,623千円〕
・ 薬物依存のある対象者に対して、刑事施設における施設内処遇及び更生保護官署における社会内処遇の充実強化と相互の連携を図るため、平成24年度に矯正局と保護局との共同開発により視聴覚教材を作成したところ、同教材の活用により、刑事施設においては、受講対象者の薬物依存離脱指導への動機付けを高めさせた。
・ 法務省矯正局が刑事施設の教育担当職員に対し実施する集合研修等において、薬物依存離脱指導の徹底を図るための具体的方策等について検討を行った。

・　薬物依存離脱指導の指導者育成のために、刑事施設55庁に薬物依存に関する専門の研究図書を整備した。

〔平成28年度予算9,480千円〕

・　未決拘禁者に対する薬物依存及び回復に関する書籍を整備し、閲覧することを可能とした。

〔平成28年度予算7,664千円〕

・　少年院においては、かねてより薬物非行のある在院者に対し、重点指導施設において標準的なプログラムによる薬物非行防止指導を実施してきたところ、平成27年度から新たに３庁を重点指導施設に指定し、集中的な指導を行う体制の整備を行った。平成27年６月１日に現在の少年院法が施行されたことに伴い、薬物非行防止指導は、全少年院で必要な在院者に対して行う特定生活指導の一つに位置付けられ、重点指導施設以外の施設においても、標準的なプログラムを中心として体系的な指導を実施することとされた。これを踏まえ、指導体制を充実させるため、職員の指導能力の向上を目的として、全少年院の職員を対象に集合研修を実施している。

〔平成28年度予算9,182千円〕

【施策の効果】

法務省

・　刑事施設76庁において､標準プログラムに基づく指導が実施された。

・　刑事施設78庁（刑務支所を含む）において、民間自助団体の協力を得た指導体制が整備され､指導内容の充実･強化が図られた。

・　刑事施設79庁（刑務支所を含む）において、薬物事犯者処遇カウンセラーを配置し、薬物依存離脱指導実施体制の充実強化が図られた。

・　刑事施設においては、刑の一部の執行猶予制度の施行に合わせ、薬物依存離脱指導の標準プログラムに認知行動療法の手法を取り入れたプログラムを導入するなどの改正を行ったことで、薬物依存離脱指導実施体制の充実強化が図られた。

・　少年院においては、薬物依存又は薬物の使用経験のある少年を対象とした、薬物の再乱用防止に向けた指導の充実化が図られた。また、医療機関の職員等を招へいした研修を実施することで、指導職員は薬物乱用防止のための効果的な処遇方法等に関する技能を得ることができた。

（保護司適任者確保と活動基盤の強化）

【施策の内容】

法務省

・　薬物依存のある刑務所出所者等に対する社会復帰支援を担う保護司の安定的確保を一層推進するため、地域の幅広い層から保護司適任者の情報を得ることを目的とした「保護司候補者検討協議会」を全国で開催したほか、地域の方々に保護司活動の体験を通じて保護司への関心や理解を深めてもらう「保護司活動インターンシップ」を保護司会において実施した。さらに、保護司活動に伴う様々な負担を軽減することを目的として、保護司活動の地域の拠点である｢更生保護サポートセンター｣

の拡充や充実強化に努めた。
〔平成28年度予算962,840千円〕

【施策の効果】
法務省
・　保護司適任者確保に係る間口が拡大されたほか、薬物依存のある刑務所出所者等との面接場所や保護司同士の処遇協議の場など活動の基盤が強化された。

（更生保護施設等における指導・教育の充実強化）
【施策の内容】
法務省
・　住居が不安定であったり、改善更生のための環境が整っていない薬物依存のある刑務所出所者等については、更生保護施設のほか、薬物依存からの回復支援等を行うＮＰＯ法人等に宿泊保護を委託した。また、全国25か所の更生保護施設において、精神保健福祉士や臨床心理士等の専門的資格を持ったスタッフを配置し、薬物依存からの回復に重点を置いた専門的な処遇を実施した。
〔平成28年度予算4,810,730千円の内数〕

【施策の効果】
法務省
・　住居が不安定であったり、改善更生のための環境が整っていない薬物依存のある刑務所出所者等については、更生保護施設やＮＰＯ法人等に宿泊保護を委託することにより社会復帰を促進させた。

（矯正施設入所中からの出所を見据えた生活環境の調整の充実強化）
【施策の内容】
法務省
・　地方更生保護委員会において、出所後の帰住先が確保されていない薬物事犯受刑者等に対し、薬物への依存度や関連する精神障害等の薬物事犯特有の問題性に焦点を当てた面接調査等を行い、当該調査結果を活用し、保護観察所において生活環境の調整を通じて適切な帰住地の確保に努めるとともに、釈放後の保護観察処遇を行った。
〔平成28年度予算3,137千円〕

【施策の効果】
法務省
・　地方更生保護委員会において、薬物事犯受刑者の問題性に応じた帰住先の確保等に資する情報を収集し、必要な指導、助言及び連絡調整等を行った結果、保護観察所における生活環境の調整が促進された。

（保護観察対象者に対する指導・支援の充実強化）

【施策の内容】

法務省・厚生労働省

・　公共職業安定所等の関係機関と連携し、薬物事犯者も含めた刑務所出所者等に対して就労支援を行うとともに、犯罪歴のある者を積極的に雇用する協力雇用主を開拓することにより、不就労で生活の安定しない薬物事犯の刑務所出所者等の就労確保を図った。

〔平成28年度予算：783,823千円：法務省、545,640千円の内数：厚生労働省〕

法務省

・　保護観察所において、薬物事犯保護観察対象者に対し、指導監督の一環として、心理学等の専門的知識に基づき、認知行動療法を理論的基盤とした体系化された手順による薬物再乱用防止プログラムを特別遵守事項として義務付けて実施した。また、同プログラムに基づく指導を義務付けられない者又はその指導を受け終わった者に対し、対象者の自発的意思に基づく簡易薬物検出検査を実施した。

〔平成28年度予算47,383千円〕

・　保護観察所において、精神保健福祉機関や民間の自助グループの協力を得つつ、薬物依存のある刑務所出所者等の引受人・家族等に対し、薬物乱用の有害性及び当該刑務所出所者等への対応等に関する知識を付与するための講習会・相談会を実施した。

〔平成28年度予算4,431千円〕

・　薬物依存からの回復等に関する外部専門家を招へいし、薬物依存のある刑務所出所者等の処遇に当たる保護観察官を対象とした薬物依存対策研修を実施するとともに、保護観察官に対して処遇に関するスーパーバイズを実施した。

〔平成28年度予算12,832千円〕

・　薬物依存のある刑務所出所者等の再犯防止対策等を充実強化するため、地方更生保護委員会及び保護観察所における必要な体制の整備に努めた。

・　危険ドラッグを乱用するおそれがあると認められる保護観察対象者に対して、保護観察官による面接その他の機会において、必要に応じて、医療機関における医療や精神保健福祉センター等における支援を受けることを働き掛けた。

厚生労働省

・　麻薬取締部において検挙した保護観察処分のつかない執行猶予判決を受けた薬物乱用者等に対する再乱用防止プログラムを引き続き実施した。

【施策の効果】

法務省・厚生労働省

・　公共職業安定所等の関係機関と連携して就労支援を実施するとともに、協力雇用主の開拓に努めた結果、相応の成果を得た。

法務省

・　保護観察所における簡易薬物検出検査が、規制薬物等を使用していないという結果を積み重ねさせ、断薬の努力についての達成感を与えることによって、当該薬物

事犯保護観察対象者の断薬意志の維持及び促進につながったほか、薬物再乱用防止プログラムにおいて再発防止計画を策定させることなどにより、薬物の再乱用防止を図った。

・　保護観察官に対する研修及びスーパーバイズを実施し、保護観察官の処遇能力を向上させた。

・　保護観察所において薬物依存のある刑務所出所者等の引受人・家族等に対する講習会・相談会を実施し、引受人・家族等に当該刑務所出所者等への適切な対応等に関する知識を付与した。

・　保護観察官を増員するなど地方更生保護委員会及び保護観察所の体制を整備したことにより、薬物依存のある刑務所出所者等の再犯防止対策等の充実強化が図られた。

厚生労働省

・　麻薬取締部において検挙した保護観察処分のつかない薬物乱用者等に対する再乱用防止が図られた。

（相談窓口の周知及び相談体制の充実）

【施策の内容】

警察庁

・　全国の警察本部に設置されている薬物乱用問題等に関する相談電話の利用促進を図るため、ホームページやリーフレットを活用して広報し、その周知に努めた。

法務省

・　薬物依存のある刑務所出所者等に対し、必要に応じて、地域の医療機関における医療や精神保健福祉センター等における支援を受けることを働き掛けた。

厚生労働省

・　薬物乱用防止相談窓口についてホームページ及び各種資材に掲載するなど、薬物乱用者が相談窓口を活用できるように周知・利用促進を図った。

・　保健所、精神保健福祉センターにおいて、薬物依存症者に関する相談及び薬物依存に対する啓発、家族教室等を引き続き実施した。

・　精神保健福祉センターにおいて、保健所、市町村等に対する技術指導・援助を引き続き実施した。

【施策の効果】

警察庁

・　相談窓口の周知及び利用促進を図り、相談対応における関係機関との連携が促進されるとともに、地域における薬物の再乱用防止に関する正しい知識と理解の向上及び専門性の強化を図った。

法務省

・　地域の医療機関における医療や精神保健福祉センター等における支援を受けるよう働き掛けたことにより，当該機関等の利用が促進された。

厚生労働省

・　相談窓口を周知することなどにより、早期に身近な相談機関に相談できるようになるとともに、利用が促進された。
・　保健所、精神保健福祉センターにおける相談事業及び啓発活動により、薬物問題の早期発見・早期対応を可能とした。
・　精神保健福祉センターによる地域の保健機関・医療機関等に対する技術指導・援助によって、相談機関担当職員の専門性の向上を図った。

（民間団体・関係機関等との連携強化）

【施策の内容】

厚生労働省

・　「依存症回復施設職員研修等事業」（平成22年度より開始）により、民間団体の依存症回復施設職員の依存症への対応力を一層強化するため、同施設職員に対する研修を行った。
〔平成28年度予算12,975千円〕【再掲】

厚生労働省・法務省

・　麻薬中毒者相談員、麻薬取締官、都道府県職員、医療関係者、保健所職員、精神保健福祉センター職員、矯正施設職員、保護観察官等が参加する「薬物中毒対策連絡会議」を全国６地区で開催し、地域における関係機関間の連携を図り、再乱用防止対策を推進した。

法務省

・　薬物依存のある刑務所出所者等が、当該依存に至った自己の問題性について理解を深めるとともに、規制薬物等に対する依存の影響を受けた生活習慣等を改善する方法を習得することを目的とした薬物依存回復訓練の実施について、民間の薬物依存症リハビリテーション施設等に委託した。
〔平成28年度予算4,809,487千円の内数〕
・　薬物依存のある刑務所出所者等が居住する地域における薬物処遇に関係する機関・団体等との連携を図るため、保護観察所において地域支援連絡会議を実施した。
〔平成28年度予算1,310千円〕
・　薬物依存離脱指導及び薬物再乱用防止プログラムの効果的な実施、矯正・保護が連携して指導を実施する体制の整備を図るため、全国８ブロックにおいて、「薬物事犯者に対する処遇プログラムにおける矯正・保護実務者協議会」を開催し、双方のプログラムの実施状況等の情報を交換し、刑事施設と保護観察所との効果的な連携の在り方についての検討を実施した。
〔平成28年度予算1.430千円〕
・　医療機関等に通院等する保護観察対象者に対して、本人の同意を得て、通院先の医療機関等から医療・支援状況に係る情報提供を受け、当該保護観察対象者の心身の状況を踏まえた適切な指導等を実施した。また、医療・保健・福祉機関等の関係機関等との一層の連携を図るため、法務省及び厚生労働省により策定された「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を平成28年４月から実施した。

〔平成28年度予算8,401千円〕

【施策の効果】

厚生労働省

・　「依存症回復施設職員研修等事業」（平成22年度より開始）により、民間団体の依存症回復施設の職員の人材養成・資質向上、依存症への対応力の強化とともに、薬物依存症者への支援の充実が図られた。

法務省

・　薬物依存回復訓練の実施により、訓練実施対象者について、当該依存に至った自己の問題性について理解を深めさせるとともに、規制薬物等に対する依存の影響を受けた生活習慣等を改善する方法の習得を促進することができた。

・　薬物依存のある刑務所出所者等に対する地域における支援方策の検討が促進された。

・　薬物依存のある刑務所出所者等が居住する地域において、薬物処遇に関係する機関・団体等の連携が強化された。

（３）薬物乱用者の家族への相談体制・支援等の充実

（相談窓口の周知及び相談体制の充実）

【施策の内容】

法務省

・　保護観察所において、精神保健福祉機関や民間の自助グループの協力を得つつ、薬物依存のある刑務所出所者等の引受人・家族等に対し、薬物乱用の有害性及び当該刑務所出所者等への対応等に関する知識を付与するための講習会・相談会を実施した。

〔平成28年度予算4,431千円〕**【再掲】**

厚生労働省

・　薬物乱用者の家族のための小冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」（家族読本）の巻末薬物相談窓口情報を更新し、全国の都道府県、保護観察所、刑事施設、少年院、民間団体等に配布した他、厚生労働省のホームページに掲載し、情報提供を行った。

〔平成28年度予算3,024千円〕

・　保健所、精神保健福祉センターにおいて、薬物依存症に関する相談及び薬物依存に対する啓発、家族教室等を引き続き実施した。

・　「依存症家族対策支援事業」により、精神保健福祉センターにおいて、依存症者の家族に対し、認知行動療法を用いた心理教育プログラムを行った。

〔平成28年度予算5,610千円〕

【施策の効果】

厚生労働省

・　相談窓口を周知することなどにより、早期に身近な相談機関に相談できるように

なるとともに、利用が促進された。

・　「依存症家族対策支援事業」において、依存症者の家族に対し、認知行動療法を用いた心理教育プログラムを行うことにより、依存症者への対応力を向上させ、依存症家族の支援が図られた。

（民間団体・関係機関等との連携強化）

【施策の内容】

法務省

・　薬物依存からの回復等に関する外部専門家を招へいし、薬物依存のある刑務所出所者等の処遇に当たる保護観察官を対象とした薬物依存対策研修を実施するとともに、保護観察官に対して処遇に関するスーパーバイズを実施した。
〔平成28年度予算12,832千円〕【再掲】

・　刑の一部の執行猶予制度の施行を受け、薬物依存のある刑務所出所者等の引受人・家族等に対する講習会・相談会の積極的な開催や薬物依存のある者の処遇に係るケア会議の実施等、関係する機関・団体等との連携の強化について更生保護官署へ通知した。

・　薬物依存のある刑務所出所者等が居住する地域における薬物処遇に関係する機関・団体等との連携を図るため、保護観察所において地域支援連絡会議を実施した。
〔平成28年度予算1,310千円〕【再掲】

警察庁

・　即決裁判手続等により執行猶予判決が見込まれる者や薬物事犯者の家族らに対して関係機関の相談窓口等が掲載されたパンフレットを未決勾留期間中に配布・貸与するなど、再乱用防止対策の取組を推進した。

厚生労働省

・　薬物依存・中毒者を抱える家族を支える活動を行う家族会の代表者及び薬物依存症の専門家による「再乱用防止対策講習会」を全国６か所で開催し、薬物に係る相談員や市民を対象に薬物中毒・依存症に対する理解を促進するとともに、相談に係る地域の関係機関間の連携を図った。

【施策の効果】

法務省

・　薬物依存のある刑務所出所者等の引受人・家族等に対する講習会・相談会への薬物処遇に関係する機関・団体等から講師を招へいすることや、ケア会議を実施することにより、保護観察所と関係する機関・団体等との連携が促進されるとともに、引受人・家族等に当該刑務所出所者等への適切な対応等に関する知識を付与することができた。

・　薬物再乱用防止プログラムでの薬物依存からの回復等に関する専門家のスーパーバイズや民間の薬物依存症リハビリテーション施設に対する薬物依存回復訓練の委託により、薬物依存のある刑務所出所者等の再乱用防止が図られた。

警察庁・厚生労働省

・　相談窓口の周知及び利用促進を図り、相談対応における関係機関の連携が促進されるとともに、地域における薬物の再乱用防止に関する正しい知識と理解の向上及び専門性の強化を図ることができた。【再掲】

（４）青少年の再乱用防止対策の充実強化
（「若年層向け薬物再乱用防止プログラム」等の普及）
【施策の内容】
内閣府
・　「平成24年度若年層向け薬物乱用防止プログラム等に関する企画分析報告書」等を内閣府ホームページに掲載するなど若年層向け薬物乱用防止プログラムの普及を図った。

【施策の効果】
内閣府
・　ホームページを活用した啓発活動により「平成24年度若年層向け薬物乱用防止プログラム等に関する企画分析報告書」等の普及が図られた。

（立ち直り支援活動の推進）
【施策の内容】
警察庁
・　少年による薬物の再乱用を防止するため、必要に応じて、少年に対して継続的な助言、指導、カウンセリング等の継続補導を行うとともに、再非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して警察から積極的に連絡し、指導・助言や、体験活動等への参加、就学・就労等への支援を行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進した。
〔平成28年度予算55,201千円〕

【施策の効果】
警察庁
・　個々の少年の状況に応じた立ち直り支援活動の実施により、少年の薬物再乱用防止が図られた。

（５）薬物乱用の実態、薬物依存症の治療法等に関する研究の推進
【施策の内容】
厚生労働省
・　厚生労働科学研究において、薬物乱用・依存の疫学的研究、薬物乱用・依存等の実態把握等を実施した。
〔平成28年度予算14,000千円〕
・　乱用薬物の鑑別法に関する研究を実施した。
〔平成28年度予算5,650千円〕

・　厚生労働科学研究において、薬物依存に対する認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究を実施した。【再掲】
・　厚生労働科学研究において、薬物依存に対する認知行動療法プログラムの普及と均てん化に関する研究を実施した。【再掲】
・　厚生労働科学研究において、家族支援プログラムの開発に関する研究を実施した。

【施策の効果】

厚生労働省

・　薬物依存のメカニズム等の基礎的研究を進めることにより、治療法等の基盤づくりを推進した。
・　薬物乱用・依存症等の実態把握から、医薬品として流通していた未規制薬物の必要な規制を講じた。
・　認知行動療法プログラムの普及を図ることにより、地域における薬物依存の治療の充実を推進した。

【まとめと今後の課題】

薬物事犯検挙者の大半を占める覚醒剤事犯検挙者における再犯者の割合は昨年同様６割を超えている状況であり、薬物乱用を防止するためには、引き続き再乱用防止対策に取り組むことが重要である。

薬物乱用者の再乱用防止には、薬物依存症の治療と社会復帰支援が必要不可欠であり、関係各省庁間での連携のみならず、民間団体等との連携、薬物問題に悩む家族への支援も必要である。このため、法務省と厚生労働省が共同で策定した「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を実施することや、薬物依存・中毒者の治療・社会復帰支援に関わる行政機関や関係機関の専門家が参加する会議を開催し意見交換等を行うことなどにより、関係機関の連携を促進するとともに、薬物に係る相談員や市民を対象にした薬物依存・中毒に対する正しい知識・理解の向上を図る講習会を開催した。

これらの取組を、今後も継続していくことが必要である。

薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援による再乱用防止においては、継続的な実態把握及び適切な指導が重要である。厚生労働科学研究では、薬物の依存性・精神毒性、乱用に関する意識・実態調査及び依存症の治療や支援における関係機関の連携・対応及び効果的なプログラムを検討することで、薬物依存症者の支援を図っている。

また、刑の一部の執行猶予制度の施行を受け、社会復帰の支援や民間団体等との連携を一層強化する必要がある。

総務省の「薬物乱用防止対策に関する行政評価・監視」を受け、更に犯罪対策閣僚会議による「再犯防止に向けた総合対策」が策定されたことを踏まえ、刑事施設における薬物依存離脱指導の充実強化を図るとともに、引き続き刑事施設及び保護観察所の連携強化を

図ることが必要である。
　保護観察所においては、薬物事犯保護観察対象者に対し、薬物再乱用防止プログラム及び自発的意思に基づく簡易薬物検出検査を実施することにより、改善更生を図った。また、改善更生のための環境が整っていない薬物依存のある刑務所出所者等に対し、更生保護施設等への宿泊保護の委託や、就労支援等により、社会復帰を支援した。さらに、薬物依存のある刑務所出所者等の引受人・家族等に対し、薬物依存からの回復等を支援する民間団体の関係者を講師とする講習会・相談会を実施したことにより、再乱用防止に一定の効果を上げている。
　少年院においては、最近の薬物事犯少年の問題性・特性等を踏まえ、再乱用防止を図る観点から、効果的な指導を実施するため、引き続き職員の指導力向上を図るとともに、処遇効果の検証を行う必要がある。
　さらに、薬物乱用者やその家族等が、早期に相談窓口に相談でき、継ぎ目なくきめ細やかな支援が受けられるようにするため、地域における各種相談窓口の周知徹底を図る必要がある。